

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和7年11月26日

太宰府市監査委員 吉野 茂

太宰府市監査委員 森田 正嗣

記

第1 監査の概要

太宰府市監査基準（令和2年監査基準第1号）に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

（1）団体名 公益財団法人 古都大宰府保存協会

（2）所管課 教育部文化財課

（3）監査対象補助金 古都大宰府保存協会補助金

古都大宰府保存協会設立50周年事業補助金

大宰府アカデミー・令和編事業補助金

（4）範囲 財政援助に係る出納、補助金の使途その他の事務の執行

3 監査の着眼点

市から支出された補助金が、監査実施対象団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

（1）所管課関係（文化財課）

ア 補助金の交付決定は、法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係（古都大宰府保存協会）

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分期限がある場合に、これに違反するものはないか。

4 監査の主な実施内容

監査対象団体及び所管課から関係書類等の提出を求め、書面監査を行うとともに、団体事務室に赴き、関係諸帳簿の実地監査を行い、関係者からの事情聴取を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 太宰府市監査委員事務局及び古都大宰府保存協会
- (2) 日 程 令和7年9月10日から令和7年11月5日まで

第2 団体の概要

- 1 団体の名称 公益財団法人 古都大宰府保存協会
- 2 所 在 地 太宰府市観世音寺4丁目6番1号 大宰府展示館内
- 3 設立及び沿革

昭和49年7月24日 財団法人古都大宰府を守る会 設立
平成6年6月27日 財団法人古都大宰府保存協会へ改称
平成26年4月1日 公益財団法人に移行

4 設立目的

太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。（定款第3条）

5 主な事業内容

- (1) 実施事業（定款で定める事業）
 - ア 歴史的風土及び文化財の保存に関する調査研究及び知識の普及啓発
 - イ 史跡整備地の維持管理
 - ウ 大宰府展示館の管理運営
 - エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) 市からの受託事業（令和6年度）
 - ア 史跡整備地維持管理業務委託（文化財課）
 - イ 史跡保存広報普及活動業務委託（文化財課）

6 組織（令和7年3月31日現在）

（1）役員及び職員数

評議員 14名

理事 11名（理事長1名、理事10名）

監事 2名

事務局長兼総務課長 1名（市派遣職員）

総務担当 3名（正規職員1名、嘱託職員1名、臨時職員1名）

史跡整備担当 2名（臨時職員）

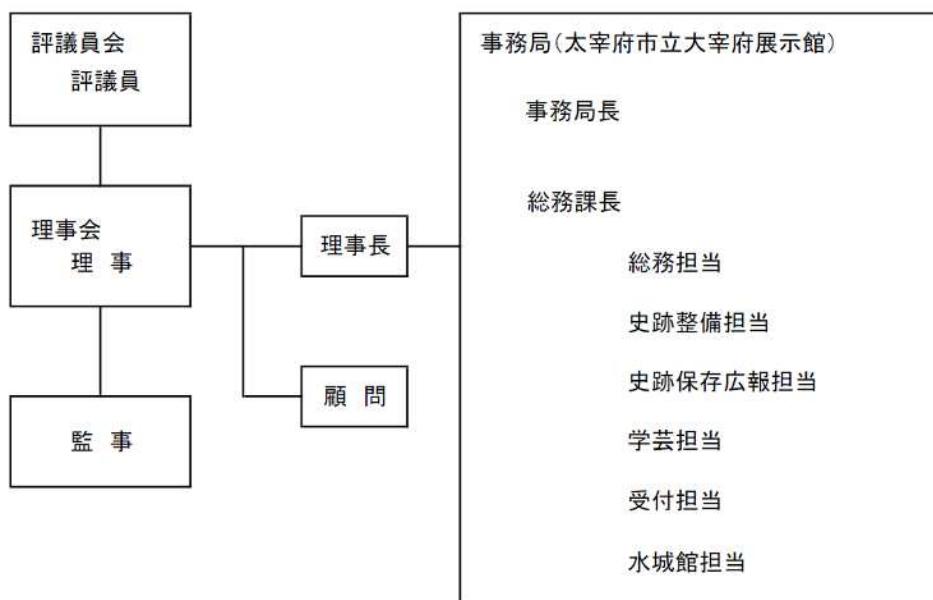
史跡保存広報担当 1名（嘱託職員）

学芸担当 2名（正規職員1名、嘱託職員1名）

受付担当 2名（臨時職員）

水城館担当 2名（臨時職員）

（2）組織図



7 令和6年度決算概要

(1) 貸借対照表（令和7年3月31日現在）

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和5年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	19,152,493	23,297,223	△ 4,144,730
未収金	4,003,765	3,071,041	932,724
前払金	144,163	179,262	△ 35,099
流動資産合計	23,300,421	26,547,526	△ 3,247,105
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
事業積立金預金	101,818	1,900,788	△ 1,798,970
退職給与引当預金	800,008	400,000	400,008
特定資産合計	901,826	2,300,788	△ 1,398,962
(3) その他固定資産			
什器備品・ソフトウェア	1,239,681	1,591,413	△ 351,732
その他固定資産合計	1,239,681	1,591,413	△ 351,732
固定資産合計	5,141,507	6,892,201	△ 1,750,694
資産合計	28,441,928	33,439,727	△ 4,997,799
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	4,405,044	5,479,547	△ 1,074,503
前受金	440,000	4,835,000	△ 4,395,000
預り金	78,078	100,719	△ 22,641
未払消費税	573,700	1,675,200	△ 1,101,500
流動負債合計	5,496,822	12,090,466	△ 6,593,644
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	5,496,822	12,090,466	△ 6,593,644
III 正味財産の部			

1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産	22,945,106	21,349,261	1,595,845
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(901,826)	(2,300,788)	(△1,398,962)
正味財産合計	22,945,106	21,349,261	1,595,845
負債及び正味財産合計	28,441,928	33,439,727	△ 4,997,799

(2) 正味財産増減計算書内訳表（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	1,775	1,775
② 受取会費	0	1,448,300	0	1,448,300
③ 受取受託金	32,875,531	0	1,516,304	34,391,835
④ 事業収益	2,060,211	1,098,961	1,705,969	4,865,141
⑤ 受取補助金	14,683,753	3,726,824	5,725,102	24,135,679
⑥ 受取負担金	0	539,000	0	539,000
⑦ 受取寄付金	400,000	0	0	400,000
⑧ 雜収益	42,855	0	280,000	322,855
⑨ 入館料収入	1,450,600	0	0	1,450,600
経常収益計	51,512,950	6,813,085	9,229,150	67,555,185
(2) 経常費用				
① 事業費	53,159,933	5,635,826	0	58,795,759
② 管理費	0	0	7,163,580	7,163,580
経常費用計	53,159,933	5,635,826	7,163,580	65,959,339
当期経常増減額	△1,646,983	1,177,259	2,065,570	1,595,846
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				

① 什器備品除却額	1	0	0	1
経常外費用計	1	0	0	1
当期経常外増減額	△1	0	0	△1
他会計振替額	286,006	△286,006	0	0
当期一般正味財産増減額	△1,360,978	891,253	2,065,570	1,595,845
一般正味財産期首残高				21,349,261
一般正味財産期末残高				22,945,106
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高		0	0	0
III 正味財産期末残高				22,945,106

8 市の補助金

(1) 古都大宰府保存協会補助金

ア 補助金額の推移

令和5年度 17,072,579円

令和6年度 17,922,679円

イ 補助金の支出状況

令和6年度市補助金の支出状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

当初決定額	支 払 内 訳				決算額	精算額
	第1回	第2回	第3回	第4回		
18,275,000	4,569,000 (R6.6.12)	4,569,000 (R6.7.17)	4,569,000 (R6.10.23)	4,568,000 (R7.1.22)	17,922,679	△352,321 (R7.5.23)

※（ ）は執行日

ウ 補助事業概要

公益財団法人古都大宰府保存協会（以下、「保存協会」という。）は、太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

補助金は、昭和52年2月1日に、福岡県、太宰府町（現：太宰府市）及び財団法人古都大宰府を守る会（現：公益財団法人古都大宰府保存協会）の3者で取り交わされた覚書に基づき、事業実施、法人運営のため保存協会に対し太宰府市が交付している。

エ 補助金の申請及び実績報告について

令和6年4月1日付け「太宰府市補助金等交付申請書」が保存協会の理事長名で提出されている。（令和6年4月1日付け交付決定 文化財課）

令和7年5月16日付け「太宰府市補助金等事業実績報告書」が保存協会の理

事長名で提出されている。(令和7年5月20日文化財課受付)

オ 補助金の対象経費について

補助金は、保存協会正規職員（2名）、嘱託職員（2名）の給料、諸手当及び福利厚生費、臨時雇賃金（史跡整備担当2名・総務担当1名）、役員報酬（理事長・役員報酬）、旅費交通費（理事長・役員費用弁償）、退職積立金に充当されていた。

なお、事務局長は市派遣職員として派遣されており、人件費は市より支出されている。

また、市からの受託事業である史跡整備地維持管理業務に係る経費は、事業に係る経費のみであり、人件費は含まれていない。その人件費は、補助対象経費である臨時雇賃金で賄われている。

大宰府展示館受付（2名分）及び水城館（2名分）の臨時雇賃金は、指定管理料に含まれており、補助金には含まれていない。

（2）古都大宰府保存協会設立50周年事業補助金

ア 補助金額

令和6年度 1,500,000円

イ 補助事業概要

令和6年度に財団設立50周年を迎えたため、財団の設立目的である「太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存及び活用を図る」を主眼に置き、これまでの50年を振り返るとともに、これからの大宰府史跡、財団の役割を考えていくため、記念式典や記念講演会、記念誌の刊行等を行った。

ウ 補助金の申請及び実績報告について

令和6年12月2日付け「太宰府市補助金等交付申請書」が保存協会の理事長名で提出されている。（令和6年12月9日付け交付決定 文化財課）

令和7年4月1日付け「太宰府市補助金等事業実績報告書」が保存協会の理事長名で提出されている。（令和7年4月2日文化財課受付）

エ 補助金の対象経費について

補助金は、記念誌の印刷製本費に充当されていた。

（3）大宰府アカデミー・令和編事業補助金

ア 補助金額の推移

令和5年度 1,000,000円

令和6年度 500,000円

イ 補助事業概要

太宰府の魅力を協会設立50周年を機にさらに広く全国へと情報発信するとともに、講座受講者の中から希望者を対象に大宰府史跡解説員の養成を行うこととしており、今後の太宰府の広報普及を担う人材の育成を図ることを目的とする。

太宰府市の歴史・文化を全国へ情報発信するため、令和5年・6年度の2年間で全24講座を開講し、対面講座と併せてオンラインを活用した講座実施を行った。新聞広告による効果及びオンラインの活用により、全国各地から受講の応募

があり、373名のうち105名がオンライン受講生であった。対面講座の受講者からは、解説員を希望した36名が養成講座を受講している。

ウ 補助金の申請及び実績報告について

令和6年8月6日付け「太宰府市補助金等交付申請書」が保存協会の理事長名で提出されている。(令和6年9月9日付け交付決定 文化財課)

令和7年4月1日付け「太宰府市補助金等事業実績報告書」が保存協会の理事長名で提出されている。(令和7年4月2日文化財課受付)

エ 補助金の対象経費について

補助金は、オンデマンド配信支援業務委託費に充当されていた。

9 指定管理事業

保存協会は、次表の施設の指定管理者となっている。

施設名	令和6年度 指定管理料	所管課	指定期間
大宰府展示館	7,162,335円	文化財課	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
水城館	6,680,000円	文化財課	

10 史跡関連事業

保存協会は、次表の事業を実施している。

事業名	福岡県(補助金)	市(委託料)
史跡整備地維持管理事業	3,335,000円	18,736,500円
史跡保存広報普及活動事業	878,000円	1,813,000円

11 会計区分

公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分されていた。

第3 監査の結果

今回の監査は、市から支出された公金等が、監査対象団体を通じて所期の目的どおり適正に執行、運用されているか、財政援助団体に係る出納その他の事務が関係法令等に則り、適正かつ正確に行われているか等について、保存協会及び文化財課の双方に対し監査を実施した。

その結果、財政援助に係る出納、予算の執行、その他事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、次のとおり、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な処置を講じられたい。

また、監査の過程において行ったその他の指導、助言についても併せて改善を図られたい。

1 保存協会

(1) 受講料と会費の管理方法について

「大宰府アカデミー・令和編」の受講料収入に係る事務について、単年分または2年分の受講料および会費を一括して受け取り、受講者名簿や現金出納簿において、それらを区分することなく処理を行っていた。このような事務処理の方法は事務作業を複雑化させる要因となり、収支報告における不正確さや記載ミスのリスクを高める原因となりうる。今後は受講料と会費をそれぞれ明確に識別できる形で管理し、処理方法の改善を図られたい。

また、決算書と受講者名簿において、受講料収入額の齟齬が生じているため、適切な処理を行われたい。

さらに、年度をまたぐ収入については、年度毎に収入を区別し、収入額を正確に反映されたい。

2 文化財課

(1) 補助金の実績報告書に係る審査過程の明確化について

補助金の額の確定（補助金交付確定通知書）における起案においては、実績報告書等の審査内容を記載するなど適切な事務処理を行われたい。

第4 意見

今回実施した大宰府アカデミー・令和編については、新聞広告およびオンラインの活用といった手法により、市内外の多くの受講者に対して太宰府の歴史的風土及び文化財の保存に関する知識の普及啓発が図れたといえる。特に、多くの受講者の中から史跡解説員を希望する者が現れたことは、保存協会による創意工夫を重ねた取り組みの成果といえ、地域全体の知識の深化、新たな時代における太宰府学の発信を担う人材育成に貢献されている点で高く評価されるものである。

今後はこれらの活動の中で、地域住民や近隣の大学との更なる連携を図るなど、より一層の普及啓発を行われたい。